

情報通信の不適正利用にどう対処するか

情報通信の不適正利用

情報通信技術の飛躍的発展は、社会生活に幾多のメリットをもたらしている反面、さまざまな問題を惹起してきている。情報通信の中でも、特にインターネットは、情報発信、情報受信の機会を拡大し、利便性の向上に貢献しているが、その便利なツールの悪用が他人の名誉毀損、プライバシー侵害、その他の権利利益の侵害を引き起こしている。

これらを「情報通信の不適正利用」と呼ぶならば、それにかかわる問題については、種々の場で論じられてきた。そのうち、情報通信を所管する郵政省では、迷惑電話の対策をはじめ、これまでに数多くの研究会で検討が重ねられてきたが、特に、1998年3月の「高度情報通信社会に向けた環境整備に関

する研究会」報告書や1997年12月の「電気通信サービスにおける情報流通ルールに関する研究会」報告書では、匿名による情報発信による不適正利用の紛争解決の前提として、発信者を特定することを可能とする仕組みの検討の必要性が指摘されている。

郵政省研究会報告書と不適正利用の範囲

それらを受けて、「情報通信の不適正利用と苦情対応の在り方に関する研究会」は、このような問題を含めて検討を行い、1999年2月1日に「誰もが安心して情報通信を利用できる社会をめざして」という報告書を取りまとめて公表した。この研究会の座長を務めたので、その概要をここで紹介することにする。

本報告書では、(1) ①他人の権利利益を侵害するような情報通信の利用、②違法・有害なコンテンツを不特定または多数人の閲覧に供する情報通信の利用を中心に取り上げ、また、(2) メディアとしては、インターネットに限らず、パソコン通信、電話、FAXも対象とした。

不適正利用の傾向

不適正利用の傾向としては、次のようなことが指摘できる。

- (1) インターネット、パソコン通信などに係る不適正な利用に関する苦情については年々増加している。
- (2) ホームページ、電子掲示板関係では、個人情報の無断公開、誹謗中傷、名誉毀損が深刻な被害を生じさせることがあり、わいせつな情報掲載、ねずみ講への勧誘、ネットワーク上での売買に関する苦情が多く、電子メール関係では、最近、不要な広告電子メールが問題化している。
- (3) 電話の不適正利用については、態様に大きな変化はないが、インターネット、パソコン通信のアクセス手段として利用されることから、これらと結びついた形で問題のある利用形態が出現し、また、電子掲示板に氏名・電話番号が掲載されたため、迷惑電話が生じる例が出現している。

不適正利用の課題と取組

情報通信の不適正利用に関する課題と取組を表にまとめた。資料4-1-20を参照されたい。

発信者情報の開示

この報告書では、不適正利用の問題は電気通信の匿名性によって発信者の民事上の責任追及が困難であることも要因の1つであるとの観点から、不適正利用の発信者を探索し、発信者情報を開示する制度が対策として有効であるにとらえ、これについて、特に報告書の第4章で検討した。

ここでは、①発信者情報と「通信の秘密」、②行政上の制度としての発信者情報開示手続の創設、③立法による措置の検討、⑤発信者情報開示の要件・手続等、⑥その他の課題に分けて検討を加えた。しかし、簡単には結論を出すことができない問題もあるため、発信者情報開示については、その必要性については多くの賛同が得られたが、その手続、要件、開示機関等について法的な論点が多く指摘されており、今後、これらの検討を継続して行うことが必要である、ということになった。

提言の実現

この研究会では、ネットワーク上での自由な情報の流通は確保しつつも、他人の権利利益を侵害する通信の発信者の責任を問う仕組みや、電気通信事業者等による苦情対応・違法情報の削除などの措置を促進するための仕組み作り、利用者の啓発や技術的手段などの対応の在り方について検討を行った。

この報告書にはさまざまな提言を盛り込んだつもりであるが、これらの提言は一括して実現されなければならないものではなく、可能なものから順次実現していくことを求めたい、とした。

今後、提言がどのようにして実現されるか、注目される。

(堀部政男 中央大学法学部教授)

資料4-1-17 情報通信の不適正利用に関する課題と取り組み

不適正利用の例	課題	取り組み
社会的法益侵害 公然性を有する通信	○わいせつ情報をホームページに掲載 ○ねずみ講をホームページで勧誘 ○毒物・薬物をホームページで販売 ○勧誘	○事業者が自らの顧客に対して対応が積極的 ○電気通信事業者の削除等の対応を促進する仕組み、あるいは警告等の措置を電気通信事業者に代わって行う仕組みの創設
	○事業者等による削除等の判断が困難	○事業者が不適正利用の削除等の対応を行うに際して助言等を行う仕組みの創設
	○違法・有害情報の常時モニタリングは困難	○事業者の対応を支援する仕組みの創設(苦情対応ホットライン)、対応支援技術の開発
	○事業者間をまたがる対応が曖昧になる	○事業者間の連携のルール作りや複数の電気通信事業者の円滑な連携を仲介する仕組みの創設
	—	○情報発信に対する社会的なルールの周知
個人の法益侵害 1対1の通信	○他人の誹謗中傷を掲示板に書き込み ○他人の著作物を無断で掲載 ○他人の個人情報等を無断で公開 ○広告・勧誘等受信者にとって不要・不快なメール ○メール爆弾	(上記に加えて) ○「通信の秘密」のために発信者を開示できないと被害者は賠償請求できない ○被害防止のための技術・サービス開発が進んでいない ○事業者間をまたがる対応が曖昧になる ○「通信の秘密」のために発信者を開示できないと被害者は賠償請求できない ○「発信者情報」を被害者に開示する制度の創設
	○迷惑電話、迷惑FAX	○事業者間の連携のルール作りや複数の電気通信事業者の円滑な連携を仲介する仕組みの創設
	○「通信の秘密」のために発信者を開示できないと被害者は賠償請求できない	○発信者情報を被害者に開示する制度の創設
	—	○情報発信に対する社会的なルール、自己防衛についての情報の周知
	○迷惑電話、迷惑FAX	○事業者間の連携のルール作りや複数の電気通信事業者の円滑な連携を仲介する仕組みの創設

出所 郵政省「上情報通信の不適正利用と苦情対応の在り方に関する研究会」報告書の資料を元に作成



「インターネット白書 ARCHIVES」ご利用上の注意

このファイルは、株式会社インプレスR&Dが1996年～2012年までに発行したインターネットの年鑑『インターネット白書』の誌面をPDF化し、「インターネット白書 ARCHIVES」として以下のウェブサイトで公開しているものです。

<http://IWParchives.jp/>

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容（技術解説、データ、URL、名称など）は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者（執筆者、写真・図の作成者、編集部など）が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は掲載されていない場合があります。
- このファイルの内容を改変したり、商用目的として再利用したりすることはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用される際は、出典として媒体名および年号、該当ページ番号、発行元（株式会社インプレスR&D）などの情報をご明記ください。
- オリジナルの発行時点では、株式会社インプレスR&D（初期は株式会社インプレス）と著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めました。すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接的および間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

お問い合わせ先

株式会社インプレス R&D

✉ iwp-info@impress.co.jp